

岡山県公報

発行
岡山県



目次

担当課（室）

【告示】

○ 岡山県補助金等交付規則の規定による補助金等の名称等の制定の一部改正
（県例規集登載）

環境企画課

○ 優良図書 の 推奨

男女共同参画青少年課

○ 有害図書 の 指定

環境管理課

○ 特定施設の設置許可申請

健康推進課

○ 精神通院医療を担当する医療機関の指定

環境管理課

○ 精神通院医療を担当する医療機関の指定の更新

健康推進課

○ 精神通院医療を担当する医療機関の指定の辞退

長寿社会課

○ 指定居宅サービス事業者等の指定

長寿社会課

○ 〃

〃

○ 〃

〃

○ 特定計量器定期検査

産業企画課

○ 保安林の指定予定

治山課

○ 保安林の解除予定

〃

○ 道路の区域変更

道路整備課

○ 道路の供用開始

〃

目次

担当課（室）

【公告】

○ 平成二十七年岡山県農林水産総合センター農業高等学校の学生募集

農政企画課

○ 土地改良区の定款変更の認可

耕地課

○ 土地改良事業の工事完了

〃

○ 道路の位置の指定

建築指導課

○ 開発許可を受けた開発行為に関する工事の完了

〃

〃

〃

〃

〃

〃

〃

〃

〃

〃

〃

平成26年4月4日 岡山県公報 第11573号

◎岡山県告示第二百七号

昭和四十一年岡山県告示第五百十三号（岡山県補助金等交付規則の規定による補助金等の名称等の制定）の一部を次のように改正し、平成二十六年度分の補助金から適用する。

平成二十六年四月四日

岡山県知事 伊原 木 隆 太

表環境文化部の部中岡山県電気自動車普及促進事業補助金の項、EVのあるスマートな暮らし・地域おこしモデル事業補助金の項、温室効果ガス排出削減支援モデル事業補助金の項、岡山県市町村地域環境保全対策費等補助金の項、岡山県地域生活排水対策支援事業補助金の項、岡山県生活排水対策推進計画策定費等補助金の項、児島湖流域環境保全実践モデル地区推進事業等補助金の項、清流を守る若者の集い事業補助金の項、岡山県ディーゼル自動車低公害化促進補助金の項及び岡山エコタウン関係施設巡回見学導入事業費補助金の項を削り、環境緑化事業補助金の項の次に次のように加える。

瀬戸内海国立公園指定八十周年記念エコツアー事業補助金	瀬戸内海国立公園指定八十周年記念エコツアーの実施	民間事業者	エコツアーの実施に要する経費	定額
----------------------------	--------------------------	-------	----------------	----

表環境文化部の部岡山県文化振興事業費補助金の項を次のように改める。

岡山県文化振興事業費補助金	文化活動の振興	芸術文化団体	中四国文化交流事業派遣費補助事業 国民文化祭派遣費補助事業	補助基本額の二分の一以内
又は市町村又は芸術	その他知事が特に必要と認めた事業			知事が別に定める額又は率

団体等
術文化

平成26年4月4日 岡山県公報 第11573号

◎岡山県告示第二百八号

岡山県青少年健全育成条例(昭和五十二年岡山県条例第二十九号)第七条の規定により、青少年の健全な育成のため特に有益であると認められる図書を次のとおり推奨する。
平成二十六年四月四日

岡山県知事 伊原木 隆 太

番号	図 書 名	著 者	作	発 行 所	対 象
1	かえってきたまぼろのじどうはんばいき	やまだ ともこ	作	金の星社	小学生(低)
		いとう みき	絵		
2	ふたつのゆびきりげんまん	そうま こうへい	作	小峰書店	”(低)
		マ ス リ ラ	絵		
3	カエサルくんとカレンダー 2月はどうしてみじかいの?	いけがみしゅんいち	作	福音館書店	”(中)
		せきぐちよしみ	絵		
4	魔女のシュークリーム	岡 田 淳	作	B L 出版	”(中)
5	かさねちゃんにきいてみな	有 沢 佳 映	作	講 談 社	”(高)
6	マッテイのうそとほんとの物語	ガラー・ナオウラ	作	岩 波 書 店	”(高)
		森 川 弘 子	訳		
7	林業少年	堀 米 薫	作	新日本出版社	中 学 生
		ス カ イ エ ヱ	絵		

平成26年4月4日 岡山県公報 第11573号

◎岡山県告示第二百九号

岡山県青少年健全育成条例（昭和五十二年岡山県条例第二十九号）第十条第一項の規定により、青少年の健全な育成を害するおそれがある図書を次のとおり指定する。

平成二十六年四月四日

岡山県知事 伊原 隆 太

番号	種別	名称	発行者等
1	書籍	タトゥー・ゼロ 1号	富士美出版
2	リ	最新版 世界の処刑と拷問	笠倉出版
3	月刊誌	恋愛白書パステラル 5月号	宙出版
4	リ	チャンネルロード 5月号	笠倉出版社

平成26年4月4日 岡山県公報 第11573号

◎岡山県告示第二百十号

瀬戸内海環境保全特別措置法（昭和四十八年法律第百十号）第五条第一項の規定により申請のあった特定施設の設置の許可申請の概要は、次のとおりである。

なお、この特定施設を設置することが環境に及ぼす影響についての調査の結果に基づく事前評価に関する事項を記載した書面を次のとおり縦覧に供する。

平成二十六年四月四日

岡山県知事 伊原 木 隆 太

1 申請の概要

(1) 申請者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあってはその代表者の氏名

名称 国立療養所 長島愛生園

住所 岡山県瀬戸内市邑久町虫明6539

氏名 園長 藤田 邦雄

(2) 工場又は事業場の名称及び所在地

名称 国立療養所 長島愛生園

所在地 岡山県瀬戸内市邑久町虫明6539

平成26年4月4日 岡山県公報 第11573号

(3) 特定施設に関する事項

区	分	新	設	廃	止
種	類	68の2-イ ちゅう房施設		68の2-イ ちゅう房施設	
能	力	2,000食/日		3,300食/日	
工事着手予定年月日		許可後直ちに		新設完成後直ちに	
工事完成予定年月日		着工後5ヶ月		着工後2ヶ月	
使用開始予定年月日		完成後直ちに		工事終了後直ちに	
使用時間間隔及び1日当たりの使用時間並びにその使用に季節的変動がある場合はその概要		連続8時間		連続9時間	
使用時において当該特定施設から排出される汚水等の汚染状態の通常値及び最大値並びに当該汚水等の通常量及び最大の量	区	通常	最大	通常	最大
	水量 (m ³ /日)	39.2	42.9	39.2	42.9
	p H	6~8	6~8	6~8	6~8
	BOD (mg/ℓ)	500	600	500	600
	COD (mg/ℓ)	500	600	500	600
	S S (mg/ℓ)	850	1,000	850	1,000
	油分 (mg/ℓ)	30	40	30	40
	T-N (mg/ℓ)	80	100	80	100
	T-P (mg/ℓ)	60	80	60	80
	大腸菌群数 (個/cm ³)	無数	無数	無数	無数

備考 種類は、水質汚濁防止法施行令（昭和46年政令第188号）別表第1の号番号及び名称とする。

平成26年4月4日 岡山県公報 第11573号

- (4) 汚水等の処理施設に関する事項
変更なし
(5) 排水口に関する事項

排水口番号	No. 2～54 (雨水)	
区分	新設	
	通常	最大
水量 (m ³ /日)	-	-
pH	-	-
BOD (mg/ℓ)	-	-
COD (mg/ℓ)	-	-
SS (mg/ℓ)	-	-
油分 (mg/ℓ)	-	-
T-N (mg/ℓ)	-	-
T-P (mg/ℓ)	-	-
大腸菌群数 (個/cm ³)	-	-

2 縦覧の期間及び場所

- (1) 期間 平成26年4月4日から同月25日まで
(2) 場所 岡山県環境文化部環境管理課及び瀬戸内市役所

◎岡山県告示第二百十一号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成十七年法律第百二十三号）第五十九条第一項の規定により、精神通院医療を担当する医療機関を次のとおり指定した。

平成二十六年四月四日

岡山県知事 伊原木 隆 太

指定した医療機関

名称

所在地

指定年月日

楯築診療所

倉敷市中庄三二〇六一五

平成二十六年四月一日

くすの木薬局

倉敷市加須山二五四一―二

平成二十六年四月一日

そうごう薬局新見店

新見市高尾二二九二―一

平成二十六年四月一日

◎岡山県告示第二百十二号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成十七年法律第百二十三号）第五十九条第一項の規定により指定を受けた次の精神通院医療を担当する医療機関について、同法第六十条第一項の規定によりその指定を更新した。

平成二十六年四月四日

岡山県知事 伊原木 隆 太

指定を更新した医療機関

名 称	所 在 地	更新年月日
西井クリニック	笠岡市笠岡六一五―一二	平成二十六年四月一日
ソーク薬局福井店	倉敷市福井一三一―一	平成二十六年四月一日
株式会社末田薬局	津山市田町九―三	平成二十六年四月一日
アイ薬局	笠岡市五番町三一五	平成二十六年四月一日
ゆずりは薬局	新見市石蟹六五―五	平成二十六年四月一日
びぜん薬局	備前市伊部九〇―五	平成二十六年四月一日
なでしこ薬局	真庭市中四四八―一	平成二十六年四月一日

◎岡山県告示第二百十三号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成十七年法律第百二十三号）第五十九条第一項の規定により指定を受けた次の精神通院医療を担当する医療機関について、同法第六十五条の規定によりその指定を辞退する旨の届出を受理した。

平成二十六年四月四日

岡山県知事 伊原木 隆 太

指定を辞退した医療機関

名称

所在地

辞退年月日

そうごう薬局新見店

新見市新見一七三

平成二十六年三月三十一日

平成26年4月4日 岡山県公報 第11573号

◎岡山県告示第二百十四号

介護保険法（平成九年法律第二百二十三号）第四十一条第一項本文及び第五十三条第一項本文の規定により、次のとおり指定居宅サービス事業者及び指定介護予防サービス事業者を指定した。

平成二十六年四月四日

岡山県知事 伊原 木 隆 太

一 事業所の名称及び所在地

1 名称

川柳の里三清荘デイサービスセンター

2 所在地

岡山県久米郡久米南町羽出木七五三―一

二 事業者の名称及び主たる事務所の所在地

1 名称

社会福祉法人経山会

2 所在地

岡山県総社市久米四八番地の一

三 指定年月日

平成二十六年四月一日

四 介護保険事業所番号

三三七三八〇〇五九二

五 サービスの種類

通所介護

介護予防通所介護

平成26年4月4日 岡山県公報 第11573号

◎岡山県告示第二百十五号

介護保険法（平成九年法律第二百二十三号）第四十一条第一項本文及び第五十三条第一項本文の規定により、次のとおり指定居宅サービス事業者及び指定介護予防サービス事業者を指定した。

平成二十六年四月四日

岡山県知事 伊原 木 隆 太

一 事業所の名称及び所在地

1 名称

デイサービス ルック矢掛の郷

2 所在地

岡山県小田郡矢掛町矢掛二六六九一

二 事業者の名称及び主たる事務所の所在地

1 名称

株式会社矢掛の郷

2 所在地

岡山県倉敷市昭和一丁目二番二二号

三 指定年月日

平成二十六年五月一日

四 介護保険事業所番号

三三七二八〇〇四五二

五 サービスの種類

通所介護

介護予防通所介護

平成26年4月4日 岡山県公報 第11573号

◎岡山県告示第二百十六号

介護保険法（平成九年法律第二百二十三号）第四十一条第一項本文、第四十八条第一項第一号及び第五十三条第一項本文の規定により、次のとおり指定居宅サービス事業者、指定介護老人福祉施設及び指定介護予防サービス事業者を指定した。

平成二十六年四月四日

岡山県知事 伊原 木 隆 太

一 事業所の名称及び所在地

1 名称

特別養護老人ホーム川柳の里三清荘

2 所在地

岡山県久米郡久米南町羽出木七五三番一

二 申請者の名称及び主たる事務所の所在地

1 名称

社会福祉法人経山会

2 所在地

岡山県総社市久米四八番一

三 指定年月日

平成二十六年四月一日

四 介護保険事業所番号

三三七三八〇〇六〇〇

五 サービスの種類

短期入所生活介護

介護老人福祉施設

介護予防短期入所生活介護

平成26年4月4日 岡山県公報 第11573号

◎岡山県告示第二百十七号

計量法（平成四年法律第五十一号）第十九条第一項の規定による特定計量器定期検査を次のとおり実施する。

なお、対象となる特定計量器は、非自動はかり（計量法施行令（平成五年政令第三百二十九号）第五条第一号又は第二号に掲げるものを除く。）、分銅及びおもりとする。

平成二十六年四月四日

岡山県知事 伊原木 隆 太

一 定期検査を行う区域、場所及び期日

区域	場	所	期	日
赤磐市	赤磐市仁堀出張所 赤磐市山方研修センター 赤磐市吉井支所 赤磐市熊山支所 岡山東農業協同組合可真支店 岡山東農業協同組合赤坂支店 岡山東農業協同組合笹岡支店 赤磐市立高月公民館 赤磐市立西山公民館 赤磐市山陽産業会館	赤磐市立高月公民館 赤磐市立西山公民館 赤磐市山陽産業会館	平成二十六年	〇〇
			五月	〇〇
			七月	〇〇
			〇	〇〇
			〇	〇〇
			〇	〇〇
			〇	〇〇
			〇	〇〇
			〇	〇〇
			〇	〇〇
			〇	〇〇
			〇	〇〇
			〇	〇〇
			〇	〇〇
			〇	〇〇
久米南町	中央公民館	中央公民館	〇	〇〇
			〇	〇〇
美咲町	美咲町役場柵原総合文化センター 美咲町役場旭総合支所	美咲町役場柵原総合文化センター 美咲町役場旭総合支所	〇	〇〇
			〇	〇〇
			〇	〇〇
			〇	〇〇

二 実施機関

岡山県指定定期検査機関 一般社団法人岡山県計量協会

美咲町役場第2分庁舎	〃
〃	〃
二 十 一 日	〃
一 〇 〇 〇	〃
一 〇 〇 〇	〃
一 〇 〇 〇	〃
一 〇 〇 〇	〃
一 〇 〇 〇	〃

平成26年4月4日 岡山県公報 第11573号

◎岡山県告示第二百十八号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十九条の規定により、農林水産大臣から次のとおり保安林の指定をする予定である旨の通知があつた。

平成二十六年四月四日

岡山県知事 伊原 木 隆 太

一 保安林予定森林の所在場所

岡山市北区建部町建部上字能寺一二五―第一、一二六―第一、一三八―一から一三八―四まで、一三九

二 指定の目的

土砂の流出の防備

三 指定施業要件

1 立木の伐採の方法

(1) 主伐は、択伐による。

(2) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(3) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

2 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

一 保安林予定森林の所在場所

加賀郡吉備中央町田土字尾山二九五―一、字小山峠二九五―二、字小山峠二九五―三、字藤沢二九五―五から二九五―七まで、二九五―九、二九五―一一

二 指定の目的

土砂の流出の防備

三 指定施業要件

1 立木の伐採の方法

(1) 主伐は、択伐による。

(2) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(3) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

2 立木の伐採限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のおりとする。

（「次のおり」は省略し、その図面及び関係書類を岡山県庁並びに岡山市役所及び吉備中央町役場に備え置いて縦覧に供する。）

平成26年4月4日 岡山県公報 第11573号

◎岡山県告示第二百十九号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十六条の二第一項の規定により、次のとおり保安林の指定を解除する予定である。

平成二十六年四月四日

岡山県知事 伊原 木 隆 太

- 一 解除予定保安林の所在場所
備前市蕃山字門前一三五〇
- 二 保安林として指定された目的
土砂の流出の防備
- 三 解除の理由
指定理由の消滅

平成26年4月4日 岡山県公報 第11573号

◎岡山県告示第二百二十号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定により、道路の区域を次のとおり変更する。

その関係図面は、岡山県土木部道路整備課において告示の日から二十日間一般の縦覧に供する。

平成二十六年四月四日

岡山県知事 伊原木 隆 太

- 一 道路の種類 県道
- 二 路線名 美袋井原線
- 三 道路の区域

区 域	新 旧 別	幅 員 (メートル)	延 長 (メートル)
総社市中尾字下ケ市六九六番二地先から 総社市中尾字下ケ市三五四六番地先まで	新	八・〇〇 一五・〇	一〇〇・六
総社市中尾字下ケ市六九六番二地先から 総社市中尾字下ケ市三五四六番地先まで	旧	三・五〇 一二・五	一〇〇・六

平成26年4月4日 岡山県公報 第11573号

◎岡山県告示第二百二十一号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定により、道路の供用を次のとおり開始する。

その関係図面は、岡山県土木部道路整備課において告示の日から二十日間一般の縦覧に供する。

平成二十六年四月四日

岡山県知事 伊原木 隆 太

道路の種類	路線名	区間	供用開始年月日
県道	美袋井原線	総社市中尾字下ケ市六九六番二地先から 総社市中尾字下ケ市三五四六番地先まで	平成二十六年四月四日

〔二五四〕平成二十七年度の岡山県農林水産総合センター農業高等学校（以下「農業大学校」という。）の学生を次のとおり募集する。

平成二十六年四月四日

岡山県知事 伊原木 隆 太

一 募集課程及び募集人員

園芸課程（果樹コース・野菜コース・花きコース）及び畜産課程（和牛コース）の両課程で三十五名

推薦入学人員は、二十名程度とし、各コース十名以内を原則とする。

二 受験資格

1 推薦入学

先進的な農業を実践するにふさわしい者で、次のいずれかに該当し、学業成績が優秀で、県内での就農意欲が高いと認められ、三1(2)キに掲げる推薦書が得られるもの

(1) 学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）による高等学校若しくは中等教育学校を卒業した者（平成二十七年三月卒業見込みの者を含む。）又は通常の課程による十二年の学校教育を修了した者（通常の課程以外の課程によりこれに相当する学校教育を修了した者を含む。）

(2) 外国において、学校教育における十二年の課程を修了した者

(3) 高等学校卒業程度認定試験規則（平成十七年文部科学省令第一号）による高等学校卒業程度認定試験に合格した者（同令附則第二条の規定による廃止前の大学入学資格検定規程（昭和二十六年文部省令第十三号）による大学入学資格検定に合格した者を含む。）

2 一般入学

(4) その他、農業大学の校長が(1)に掲げる者と同等以上の学力があると認める者
岡山県内で農業を実践するにふさわしい者で、1の(1)から(4)までのいずれかに該当するもの

三 入学志願手続

1 推薦入学

(1) 受付期間 平成二十六年八月二十七日（水曜日）から同年九月十日（水曜日）まで。なお、郵送又は信書便による送付の場合は、同日の消印又は通信日付印が

あるものまで受け付ける。

(2) 提出書類

ア 入学願書（所定の用紙）
イ 履歴書（所定の用紙）

ウ 最終学校の調査書（出身高等学校又は中等教育学校の進学用所定用紙）

エ 身体検査書（所定の用紙。平成二十七年三月に高等学校又は中等教育学校を卒業見込みの者については、不要）

オ 志望動機及び将来計画書（所定の用紙）

カ 写真 二枚（うち一枚をイの履歴書に貼り付けること。）（出願前三月以内に撮影した正面上半身無帽の縦四センチメートル、横三センチメートルのもの）

キ 推薦書（所定の用紙）

(ア) 高等学校又は中等教育学校の在校生については、その在籍する学校の校長の推薦書

(イ) その他の者については、出身高等学校若しくは中等教育学校の校長又は出身地（両親又は本人の現住所）若しくは就農予定地を所轄する市町村長、農業協同組合長若しくは農業普及指導センター所長のいずれかの推薦書

ク 受験票等の本人宛ての送付を希望する者にあつては、宛名を明記し、「簡易書留」と朱書きし、及び三百九十二円分の切手を貼った返信用封筒（長形三号）（送付を希望しない者は、農業大学校に事前に連絡の上、受取に行くこと。）

(3) 提出先

農業大学校

（〒七〇一―二二二三 赤磐市東窪田一五七）

(4) その他

入学願書等は、農業大学校において交付する。なお、送付を希望する場合は、宛名を明記し、二百五円分の切手を貼った返信用封筒（角型二号）を同封するのと。

2 一般入学前期

(1) 受付期間 平成二十六年十月八日（水曜日）から同月二十二日（水曜日）まで。

なお、郵送又は信書便による送付の場合は、同日の消印又は通信日付印があるものまで受け付ける。

(2) 提出書類

- ア 入学願書（所定の用紙）
- イ 履歴書（所定の用紙）
- ウ 最終学校の調査書（出身高等学校又は中等教育学校の進学用所定用紙）
- エ 身体検査書（所定の用紙。平成二十七年三月に高等学校又は中等教育学校を卒業見込みの者については、不要）
- オ 志望動機及び将来計画書（所定の用紙）
- カ 写真 二枚（うち一枚をイの履歴書に貼り付けること。）（出願前三月以内に撮影した正面上半身無帽の縦四センチメートル、横三センチメートルのもの）
- キ 受験票等の本人宛ての送付を希望する者にあつては、宛名を明記し、「簡易書留」と朱書きし、及び三百九十二円分の切手を貼った返信用封筒（長形三号）（送付を希望しない者は、農業大学校に事前に連絡の上、受取に行くこと。）
- (3) 提出先 1 (3)に同じ。
- (4) その他 1 (4)に同じ。

3 一般入学後期

- (1) 受付期間 平成二十七年一月五日（月曜日）から同月十四日（水曜日）まで。
なお、郵送又は信書便による送付の場合は、同日の消印又は通信日付印があるものまで受け付ける。

- (2) 提出書類 2 (2)に同じ。
- (3) 提出先 1 (3)に同じ。
- (4) その他 1 (4)に同じ。

四 入学試験

1 推薦入学

- (1) 試験期日 平成二十六年九月二十七日（土曜日）午前十時から午後四時三十分まで
- (2) 試験場所 農業大学校
- (3) 試験科目 筆記試験及び面接
- (4) 筆記試験科目

平成26年4月4日 岡山県公報 第11573号

必須科目 小論文

選択科目 数学Ⅰ、農業科学基礎又は環境科学基礎の中から一科目（いずれも基礎的な学力を問うものであり、各科目共通した計算問題を含む。）

2 一般入学前期

(1) 試験期日

平成二十六年十一月五日（水曜日）午前九時三十分から午後四時三十分まで

(2) 試験場所

農業大学校

(3) 試験科目

筆記試験及び面接

(4) 筆記試験科目

必須科目 国語総合（基礎的な学力を問うもの）及び小論文

選択科目 数学Ⅰ、生物Ⅰ、理科総合A、農業科学基礎又は環境科学基礎の中

から一科目（いずれも基礎的な学力を問うものであり、各科目共通した計算問題を含む。）

3 一般入学後期

(1) 試験期日

平成二十七年一月二十八日（水曜日）午前九時三十分から午後四時三十分まで

(2) 試験場所

農業大学校

(3) 試験科目

筆記試験及び面接

(4) 筆記試験科目

必須科目 国語総合（基礎的な学力を問うもの）及び小論文

選択科目 数学Ⅰ、生物Ⅰ、理科総合A、農業科学基礎又は環境科学基礎の中

から一科目（いずれも基礎的な学力を問うものであり、各科目共通した計算問題を含む。）

五 合格発表

1 推薦入学

平成二十六年十月八日（水曜日）午前十時頃

（農業大学校及び農業大学校のホームページに掲載するとともに、本人に通知する。）

2 一般入学前期

平成二十六年十一月十九日（水曜日）午前十時頃

（農業大学校及び農業大学校のホームページに掲載するとともに、本人に通知する。）

3 一般入学後期

平成二十七年二月六日（金曜日）午前十時頃

（農業大学校及び農業大学校のホームページに掲載するとともに、本人に通知する。）

六 その他

1 修業年限 二年

2 入学志願手続その他についての問い合わせ先

農業大学校

電話（〇八六）九五五―〇五五〇

平成26年4月4日 岡山県公報 第11573号

〔一五五〕土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第三十条第二項の規定により、土地改良区の定款の変更を次のとおり認可した。

平成二十六年四月四日

岡山県知事 伊原木 隆 太

一 土地改良区の名称

児島湾土地改良区

二 認可年月日

平成二十六年三月二十六日

平成26年4月4日 岡山県公報 第11573号

〔一五六〕土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第一百三條の二第一項の規定により、次のとおり土地改良事業の施行に伴う工事が完了した旨の届出があつた。

平成二十六年四月四日

岡山県知事 伊原木 隆 太

事業主体	地区名	工種	完了年月日
児島湾土地改良区	西七区3条1	農業用排水施設	二六・三・一四
〃	沖町10番川	かんがい排水	二六・二・七
〃	内尾93	〃	〃
〃	北七区支線54号	〃	〃
〃	西七区支線45号	〃	二六・三・一四
〃	西七区支線25号	〃	二六・三・一八
高崎土地改良区	丘3番川3	〃	二六・三・一八

平成26年4月4日 岡山県公報 第11573号

〔一五七〕建築基準法（昭和二十五年法律第二百一号）第四十二条第一項第五号の規定により、次のとおり道路の位置を指定した。

その関係図面については、岡山県備中県民局建設部管理課において、一般の縦覧に供する。

平成二十六年四月四日

岡山県知事 伊原木 隆 太

番 号	指 定 年 月 日	岡 山 県 指 令 備 中 局 建 第 一 〇 五 二 号	平 成 二 十 六 年 三 月 二 十 七 日
道 路 の 位 置	井 原 市 高 屋 町 四 丁 目 一 二 番 九		
道 路 の 幅 員 (メ ー ト ル)	四 ・ 〇 〇		
道 路 の 延 長 (メ ー ト ル)	二 四 ・ 八 四		

平成26年4月4日 岡山県公報 第11573号

〔二五八〕次の者に係る都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十九条の規定による開発許可を受けた開発行為に関する工事が完了した。

平成二十六年四月四日

岡山県知事 伊原木 隆 太

一 開発区域又は工区に含まれる地域の名称

都窪郡早島町早島字下野二六〇九―五

二 許可を受けた者の住所及び氏名

都窪郡早島町前潟二四七 p a p a s A 一 二 〇 三

宮 洋祐

三 許可番号

岡山県指令建指第三八一号

〔二五九〕次の者に係る都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十九条の規定による開発許可を受けた開発行為に関する工事が完了した。

平成二十六年四月四日

岡山県知事 伊原木 隆 太

一 開発区域又は工区に含まれる地域の名称

総社市井手字折掛三〇三―七、三〇三―一五、三〇三―一六

二 許可を受けた者の住所及び氏名

広島県広島市東区牛田早稲田一丁目一七―三七―四〇一号

本田 勝廣

三 許可番号

岡山県指令建指第三八七号

平成26年4月4日 岡山県公報 第11573号

〔一六〇〕次の者に係る都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十九条の規定による開発許可を受けた開発行為に関する工事が完了した。

平成二十六年四月四日

岡山県知事 伊原木 隆 太

一 開発区域又は工区に含まれる地域の名称

総社市北溝手字鋸先キ四二六一六、四二六一七、四二七一―一、四二七一―二、四二八一―一

二 許可を受けた者の住所及び氏名

総社市泉五―三一

山本 英治

三 許可番号

岡山県指令建指第三八五号

平成26年4月4日 岡山県公報 第11573号

〔一六一〕次の者に係る都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十九条の規定による開発許可を受けた開発行為に関する工事が完了した。

平成二十六年四月四日

岡山県知事 伊原木 隆 太

一 開発区域又は工区に含まれる地域の名称

総社市井手西延四九七一

二 許可を受けた者の住所及び氏名

総社市井手五八〇一一

三宅壮一郎

三 許可番号

岡山県指令建指第三八四号

平成26年4月4日 岡山県公報 第11573号

〔一六二〕 次の者に係る都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十九条の規定による開発許可を受けた開発行為に関する工事が完了した。

平成二十六年四月四日

岡山県知事 伊原木 隆 太

一 開発区域又は工区に含まれる地域の名称

総社市窪木字折橋七九九―三、七九九―七

二 許可を受けた者の住所及び氏名

岡山市北区田中五八四 D―三〇二

泉 知三郎

三 許可番号

岡山県指令建指第四〇八号